

○小金委員長 次に昨日提案理由の説
明を聴取いたしました地方自治法第百
五十六條第四項の規定に基き、日用品
検査所の出張所の設置に關し承認を求
めるの件を議題といたします。質疑は
ございませんか。——別段御発言がご
ざいませぬので、本件につきましては
討論の通告もございませぬから、ただ
ちに採決をいたしたいと存じます。本
件は承認を与えるに御異議はございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決定いたしましたし
た。この際報告書作成の件についてこ
れまたお諮りいたしますが、先例によ
りまして委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議はございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議がないようであ
りますからさう決定いたしました。

○小金委員長 次に昨十二日当委員会
に付託せられました中小企業等協同組
合法の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由の説明を求めま
す。首藤通産政務次官。

中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を
改正する法律

中小企業等協同組合法（昭和二十
四年法律第八十一号）の一部を次
のように改正する。

第五條第二項中「前項に掲げる」
を「事業協同組合、信用協同組合、
協同組合連合会又は企業組合である
ことを示す」に、同條第三項中「第
二十二條」を「第二十一條」に改め

る。

第十一條第四項中「二人」を「五
人」に改める。

第二十七條第六項中「第二百三十
九條第四項、第二百四十條」を「第
二百三十九條第五項、第二百四十條
第二項」に、及び第二百四十七條か
ら第二百五十三條までを「第二百
四十七條、第二百四十八條、第二百
五十條、第二百五十二條及び第二百
五十三條」に改める。

（定款の認証）

第二十七條の二 発起人は、創立総
会終了後遅滞なく、定款につき、
行政庁の認証を受けなければなら
ない。

2 行政庁は、定款が法令に違反す
る場合を除いては、認証をしなけ
ればならない。

3 定款は、第一項の認証を受けな
ければ、その効力を生じない。

第二十八條中「創立總會終了後」
を「前條第一項の認証を受けた後」
に改める。

第三十一條中「定款及び」及び「定
款又は」を削る。

第三十三條第一項第七号中「時期
及び」を削り、同條中第三項を削
る。

第三十六條の次に次の一條を加え
る。

（理事会）

第三十六條の二 組合の業務の執行
は、理事会が決する。

第三十八條を次のように改める。
（理事の自己契約）

第三十八條 理事は、理事会の承認

を受けた場合に限り、組合と契約
することができる。この場合は、
民法（明治二十九年法律第八十九
号）第百八條（自己契約）の規定
を適用しない。

第三十八條の次に次の一條を加え
る。

（理事の責任）

第三十八條の二 理事がその任務を
怠つたときは、その理事は、組合
に対し連帶して損害賠償の責任に
任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪
意又は重大な過失があつたとき
は、その理事は、第三者に対し連
帯して損害賠償の責任に任ずる。重
要な事項につき第四十條第一項に
掲げる書類に虚偽の記載をし、又
は虚偽の登記若しくは公告をした
ときも同様である。

3 第一項の理事の責任については
は、商法第二百六十六條第二項か
ら第四項まで（取締役の責任）の
規定を準用する。

第三十九條の見出し中「閲覧」を
「閲覧等」に、同條第一項中「及び
總會」を「並びに總會及び理事会」
に改め、同條第三項中「閲覧」の
下に「又は謄写」を加える。

第四十條の見出し中「閲覧」を「閱
覽等」に改め、同條第三項中「閲覧」
の下に「又は謄写」を加える。

第四十條の次に次の一條を加え
る。

（会計帳簿等の閲覧等）

第四十條の二 組合員は、監組合員
の十分の一以上の同意を得て、何
時でも、理事に対し会計の帳簿及
び書類の閲覧又は謄写を求めるこ
とができる。この場合は、理事
は、正当な理由がないのにこれを
拒んではならない。

第四十二條を次のように改める。
（商法等の準用）

第四十二條 理事及び監事について
は、商法第二百五十四條第三項（取
締役と会社との關係）、第二百六十
七條から第二百六十八條ノ三まで
（取締役に対する訴）及び第二百八
十四條（取締役及び監査役の責任
の解除）の規定を、理事について
は、民法第五十五條（代表権の委
任）並びに商法第二百五十四條ノ
二（取締役の職務）、第二百六十
一條から第二百六十二條まで（会社
代表）及び第二百七十二條（株主
の差止請求権）の規定を、監事につ
いては、第三十八條の二、商法
第二百七十四條（報告を求め調査
をなす権限）及び第二百七十八條
（取締役と監査役との連帶責任）の
規定を、理事会については、商法
第二百五十九條から第二百五十九
條ノ三まで（取締役会の招集）、第
二百六十條ノ二及び第二百六十條
ノ三（取締役会の決議及び議事録）
の規定を準用する。この場合にお
いて、商法第二百八十四條中「前
條第一項」とあるのは「中小企業
等協同組合法第四十條第二項」と
読み替へるものとする。

第四十三條及び第四十四條第一項
中「理事の過半数」を「理事会」に
改める。

第四十五條第三項中「理事」を「理
事会」に、同條第四項中「可否を決
する日」を「可否の決定の日」に改
める。

とができる。この場合は、理事
は、正当な理由がないのにこれを
拒んではならない。

第四十二條を次のように改める。
（商法等の準用）

第四十二條 理事及び監事について
は、商法第二百五十四條第三項（取
締役と会社との關係）、第二百六十
七條から第二百六十八條ノ三まで
（取締役に対する訴）及び第二百八
十四條（取締役及び監査役の責任
の解除）の規定を、理事について
は、民法第五十五條（代表権の委
任）並びに商法第二百五十四條ノ
二（取締役の職務）、第二百六十
一條から第二百六十二條まで（会社
代表）及び第二百七十二條（株主
の差止請求権）の規定を、監事につ
いては、第三十八條の二、商法
第二百七十四條（報告を求め調査
をなす権限）及び第二百七十八條
（取締役と監査役との連帶責任）の
規定を、理事会については、商法
第二百五十九條から第二百五十九
條ノ三まで（取締役会の招集）、第
二百六十條ノ二及び第二百六十條
ノ三（取締役会の決議及び議事録）
の規定を準用する。この場合にお
いて、商法第二百八十四條中「前
條第一項」とあるのは「中小企業
等協同組合法第四十條第二項」と
読み替へるものとする。

第四十三條及び第四十四條第一項
中「理事の過半数」を「理事会」に
改める。

第四十五條第三項中「理事」を「理
事会」に、同條第四項中「可否を決
する日」を「可否の決定の日」に改
める。

第四十六條を次のように改める。
（總會の招集）

第四十六條 通常總會は、定款の定
めるところにより、毎事業年度一
回招集しなければならない。

第四十七條第一項を次のように改
め、同條第二項中「理事」を「理事
会」に、「臨時總會を招集しなければ
ならない。」を「臨時總會を招集すべ
きことを決しなければならぬ。」に
改める。

臨時總會は、必要があるときは、
定款の定めるところにより、何時で
も招集することができる。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 前條第二項の規定によ
る請求をした組合員は、同項の請
求をした日から十日以内に理事が
總會招集の手続をしないときは、
行政庁の承認を得て總會を招集す
ることができる。理事の職務を行
う者がいない場合において、組合員
が監組合員の五分の一以上の同意
を得たときも同様である。

第四十六條を次のように改める。
（總會の招集）

第四十六條 通常總會は、定款の定
めるところにより、毎事業年度一
回招集しなければならない。

第四十七條第一項を次のように改
め、同條第二項中「理事」を「理事
会」に、「臨時總會を招集しなければ
ならない。」を「臨時總會を招集すべ
きことを決しなければならぬ。」に
改める。

臨時總會は、必要があるときは、
定款の定めるところにより、何時で
も招集することができる。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 前條第二項の規定によ
る請求をした組合員は、同項の請
求をした日から十日以内に理事が
總會招集の手続をしないときは、
行政庁の承認を得て總會を招集す
ることができる。理事の職務を行
う者がいない場合において、組合員
が監組合員の五分の一以上の同意
を得たときも同様である。

第五十一條に次の二項を加える。

2 定款の変更は、行政庁の認証を
受けなければ、その効力を生じな
い。

3 前項の認証については、第二十
七條の二第二項の規定を準用す
る。

第五十四條を次のように改める。
（商法の準用）

第五十四條 總會については、商法
第二百三十一條（總會の招集の決
定）、第二百三十九條第五項、第二
百四十條第二項（特別利害關係人
の議決権）、第二百四十三條（總會
の延期又は続行の決議）、第二百四

十四條（株主總會の議事録）、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは中「小企業等協同組合法第五十三條」と読み替へるものとする。

第六十六條中「第四百條から第四百一十一條まで」を「第四百條、第四百五條及び第四百八條から第四百一十一條まで」に、及び非訟事件手続法を「並びに非訟事件手続法」に改める。
第六十九條を次のように改める。

（商法等の準用）

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第六十六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第二百五十二條及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで及び第三百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十七條から第四十條の二まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百五十四條第

三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の義務）、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二條第一項第六号」と、同法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十八條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引續キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第八十三條第二項第八号を次のように改め、同項第九号中「又は理事會が参事と共同し」を削る。
八 組合を代表すべき理事の氏名
第九十二條第一項中「司法事務局又はその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所」に改める。
第九十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。
第九十五條の次に次の一條を加へ

（報告の徴収及び検査）
第九十五條の二 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査することができる。
2 行政庁は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
第九十六條第一項中「第四百條第二項」の下に「若しくは前條第一項」を加へ、「同條第三項」を「第四百條第三項、第四百五條第二項」に改め、「認める」ときは、「この法律の目的を達成するために必要な限度において、」を加へる。
第九十條中「第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條」を「第五十八條第一項第一号、第三号及び第二項」に改める。
第九十四條第一項中「若しくは第五百五條第二項」を「第五百五條第二項若しくは第五百五條の二第二項」に改める。
第九十五條第五号中「又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは」を「若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十四條、第四百十二條若しくは第六十九條において準用する商法第二百六十條ノ三又は」に改め、「總會の」を削る。
第九十五條第八号中「閲覧」の下に「若しくは謄写」を加へ、同号の次に次の一號を加へる。
八の二 第四十條の二（第六十九條において準用する場合を含む。）又は第四十二條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。
第九十五條第九号中「第二百七十四條」を「第二百七十四條第二項」に改める。
第九十五條第十号中「第四十七條第二項又は第四十八條」を削る。
第九十五條の次に次の一條を加へる。
第九十五條の二 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五條第三項において準用する商法第二十一條第一項の規定に違反した者も同様である。

附 則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）の施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。但し、第十一條第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
（定義）
2 この附則において「新商法」とは、商法の一部を改正する法律による改正後の商法をいい、「旧商法」とは、従前の商法をいい、「新法」とは、この法律による改正後

の中小企業等協同組合法をいい、「旧法」とは、従前の中小企業等協同組合法をいう。
（原則）
3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 新法に於いて、應ずる定款及び規格の定並びに契約の條項は、この法律の施行の日から効力を失う。
（解散命令）
5 この法律の施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第九十條において準用する旧商法第五十八條第二項又は第三項に定める事件及びその事件に関連するこれらの規定に定める事件については、この法律の施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の責任についても同様である。
（訴の提起等）
6 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する旧法第二十七條若しくは第五十四條において準用する旧商法第二百四十九條（旧商法第二百五十二條又は第二百五十三條第二項において準用する場合を含む。）、旧法第五十七條第三項において準用する旧商法第三百八十八條若しくは旧法第六十六條において準用する旧商法第六十六條又は旧法第九十條において準用する旧商法第五十九條の規定は、この法律の施行前に供した担保に關してのみ準用する。
（定款の認証）

7 旧法第三十三條第三項において準用する商法第六十七條の規定による定款の認証を受けた組合がこの法律の施行の際現に有する定款は、新法第二十七條の第二項及び第五十一條第二項の認証を受けたものとみなす。

14 旧法第四十二條において準用する旧法第二百六十一條第一項又は第二項の規定によつて組合を代表する権限を有する理事は、新法第四十二條において準用する新法第二百六十一條第一項の規定によつて組合を代表すべき理事とみなす。

8 この法律の施行前に成立した組合は、この法律の施行の日から六箇月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

15 旧法第四十二條において準用する旧法第二百六十一條第二項の規定によつて数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めた場合は、その定は、新法第四十二條の規定において準用する新法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

9 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならぬ。

16 この法律の施行の際組合を代表すべき理事の定がない場合は、旧法第八十三條第二項第七号の理事の登記は、新法第八十三條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。

10 附則第八項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならぬ。

22 この法律の施行前に監事が裁判所に対して訴を提起し、又は請求をした場合は、その訴については、この法律の施行後もなお従前の例による。

11 前三項の規定に違反したときは、その組合の理事を五千円以下の過料に処する。

23 附則第十七項から第二十項までの規定は、監事に準用する。

12 この法律の施行前に旧法第四十七條第二項の規定による請求があり、又は監事が總會招集の手続をした場合は、その總會については、この法律の施行後もなお従前の例による。

24 附則第十二項及び第十四項から第二十一項までの規定は、清算人に準用する。

13 決議取消の訴について、この法律の施行の際旧法第二十七條第六項又は第五十四條において準用する旧法第二百四十八條第一項に定める期間が経過していない場合は、その決議取消の訴の提起期間は、その決議取消の訴の提起期間

17 理事がこの法律の施行前にした行為の責任については、この法律の施行後もなお従前の例による。

(決議取消の訴)

18 この法律の施行後に前項の責任を免除する場合は、その免除については、同項の規定にかかわらず、新商法の規定を準用する。

(理事に対する訴)

20 この法律の施行前に旧法第四十

二條において準用する旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて理事に対する訴を提起した場合、その訴については、この法律の施行後もなお従前の例による。

21 この法律の施行前に組合が理事に対し、又は理事が組合に対して訴を提起した場合は、その訴について組合を代表すべき者については、この法律の施行後もなお旧法第三十八條の規定を適用する。但し、新法第四十二條において準用する新商法第二百六十一條ノ二の規定によつて組合を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

をそのまま準用することは不適当と認められますので、この点については、現行法同様任務を怠つた場合にのみ責任を追及する規定を新しく設けております。

(監事のした訴の提起等)

中小企業等協同組合法には、商法の規定、特に株式会社法の規定を若干準用しておりますので、本年七月一日より実施になります商法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるものでありますが、なおこの機会に中小企業等協同組合法施行後一年有半の経験にかんがみ、所要の改正を同時に行おうとするものであります。改正商法につきましては、現在組合法において準用いたしております会社法の規定は、組合制度の本質に反しない範囲内において、あつて限りこれを準用する方針をとつておりますが、改正の條文を準用することが組合の性格上困難な場合につきましては、新たに規定を設けることにいたしました。

次に組合法自体の改正中、主要な点を申し上げますと、現行法におきましては、公証人が定款の認証をすることになつておりますが、従来の経験にかんがみ、組合制度に関する知識経験の乏しい公証人よりも、組合に関する指導に多年の経験と多大の関心を有する行政庁にこの認証を行わせる方が適当と考えられますので、定款の認証は行政庁が行うことに改めておるのであります。この点は組合の大多数を管轄いたします全国の道府県より強い要望のあるところでありまして、その結果は、行政庁において組合の実態を常時把握することが可能となり、組合の健全な発達に資するところが多いと信ずる次第であります。

(清算人の準用規定)

改正商法の規定を準用いたしまして、監事の権限を会計監査に限定いたしてあります。その結果、従来監事が有した業務監査的な機能を一般の組合員に認める必要が生じたので、各組合員に対して、理事に対し責任を追及する訴えを提起する権限及び必要ある場合に理事の業務の執行の停止を求める権利を認めてあります。第三に、理事の責任につきましては、あつて限り会社法の取締役の責任に関する規定を準用することにしたのであります。組合制度の特殊性にかんがみ、取締役の無過失賠償責任を認める改正商法の規定

次に現行法におきましては、行政庁は組合員からの申出がなければ、組合の業務または会計の状況を検査することができないのであります。現在二万に上る協同組合の中には、その運営が適当でないものも相当見受けられ、その結果組合員である中小企業者に不測の損害を与えるばかりでなく、ひいては組合制度全般の普及発達に対する重大な障害となるおそれがあるにしろあらずと考えられますので、この弊害を除去するためには、組合の業務または会計が法令、定款に違反し、または組合の運営が著しく不当であると認められるときは、組合員の申出がなくとも、行政庁が積極的に組合を調査し、適当な勧告を行うことができる道

(罰則)

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

〇首腦政府委員 今回提案いたしました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

を開くこととしておるのであります。

以上が今回の改正を必要といたします理由と、その内容の要点でございます。何分よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小金委員長 以上をもつて中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の説明は終了しました。質疑は次の機会といたします。

この際お諮りいたしますが、明十四日午前十時より当委員会を開きまして、電気事業再編成に関する件について調査を進めることに、理事会において決定いたしました。その際参考人として、日本発送電株式会社総裁小坂順造君、同副総裁森壽五郎君、関東配電社長高井亮太郎君、東北配電社長内ヶ崎資五郎君、関西配電株式会社社長五島裕君、日本電気産業労働組合中央執行委員長藤田進君、以上六名の方より意見を聴取したいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議ないようでありますから、そのように決定いたします。

なお、これらの方々が御都合の悪いような場合には、便宜代理の方に意見の開陳その他質問に答えさせるようなとりはからいをするところがあるかと存じますが、この点も御了承願ひます。

なおただいま申し上げました参考人として出席を求めております関東配電の高井亮太郎君からは、ただいま健康上明日、明後日等は出席できないという理由をもちまして、医師の診断書をつけて、お断りが参りましたから、さよう御了承願ひたいと存じます。

それでは本日はこの程度にて散会い

たします。

午後三時二十六分散会

〔参照〕

熱管理法案（中村純一君外二十九名提出）に関する報告書
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月二十二日印刷

昭和二十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所